

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 平成19年3月26日

【事業年度】 第27期（自平成17年12月21日 至平成18年12月20日）

【会社名】 株式会社K G情報

【英訳名】 KG Intelligence CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 益 田 武 美

【本店の所在の場所】 香川県高松市今里町二丁目2番地10
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所
で行っております。)

【電話番号】 087(834)3821

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 三 上 芳 久

【最寄りの連絡場所】 岡山県岡山市平田170番地の108

【電話番号】 086(241)5522

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 三 上 芳 久

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年3月16日に提出いたしました第27期（自 平成17年12月21日 至 平成18年12月20日）に係る有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

(3) ライツプランの内容（追加）

(3) 発行済株式総数、資本金等の推移

(4) 所有者別状況

(5) 大株主の状況

(6) 議決権の状況

(7) ストックオプション制度の内容

3 配当政策

5 役員の状況

第6 提出会社の株式事務の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

(訂正前)

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

(ア)平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21に基づく平成15年3月18日開催の第23回定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成18年12月20日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	210	209
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	252,000	250,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350(注)1,2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年3月18日～ 平成25年3月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 350 資本組入額 175	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4,5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く)は、次の算式により払込金額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3 新株予約権の喪失

被付与者が本新株予約権行使期間到来前に死亡したときは本新株予約権を喪失するものとします。

4 権利行使の条件

提出会社及び当社関係会社の取締役及び従業員の地位を有していることを条件とします。

5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、当社と対象取締役および従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

(イ)平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21に基づく平成17年3月17日開催の第25回定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成18年12月20日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	11	11
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,200	13,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,555 (注)1, 2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日～ 平成25年3月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,555 資本組入額 778	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4, 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く)は、次の算式により払込金額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3 新株予約権の喪失

被付与者が本新株予約権行使期間到来前に死亡したときは本新株予約権を喪失するものとします。

4 権利行使の条件

提出会社及び当社関係会社の取締役及び従業員の地位を有していることを条件とします。

5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、当社と対象取締役および従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

(ウ)平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21に基づく平成18年3月16日開催の第26回定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成18年12月20日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)		44
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)		44,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定	611(注)1、2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～ 平成23年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価額 611 資本組入額 306
新株予約権の行使の条件	(注)4、5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く)は、次の算式により払込金額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3 新株予約権の喪失

被付与者が本新株予約権行使期間到来前に死亡したときは本新株予約権を喪失するものとします。

4 権利行使の条件

提出会社及び当社関係会社の取締役及び従業員の地位を有していることを条件とします。

5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、当社と当社及び関係会社の対象取締役および従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

(訂正後)

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

(ア)平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21に基づく平成15年3月18日開催の第23回定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成18年12月20日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	210	209
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	252,000	250,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350(注)1, 2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年3月18日~ 平成25年3月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 350 資本組入額 175	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4, 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く)は、次の算式により払込金額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3 新株予約権の喪失

被付与者が本新株予約権行使期間到来前に死亡したときは本新株予約権を喪失するものとします。

4 権利行使の条件

提出会社及び当社関係会社の取締役及び従業員の地位を有していることを条件とします。

5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、当社と対象取締役および従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

6 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる旨を当社と対象取締役および従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

(イ)平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21に基づく平成17年3月17日開催の第25回定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成18年12月20日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	11	11
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,200	13,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,555 (注)1, 2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日～ 平成25年3月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,555 資本組入額 778	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4, 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く)は、次の算式により払込金額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3 新株予約権の喪失

被付与者が本新株予約権行使期間到来前に死亡したときは本新株予約権を喪失するものとします。

4 権利行使の条件

提出会社及び当社関係会社の取締役及び従業員の地位を有していることを条件とします。

5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、当社と対象取締役および従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

6 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる旨を当社と対象取締役および従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

(ウ)平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21に基づく平成18年3月16日開催の第26回定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成18年12月20日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)		44
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)		44,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定	611(注)1、2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～ 平成23年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価額 611 資本組入額 306
新株予約権の行使の条件	(注)4、5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く)は、次の算式により払込金額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3 新株予約権の喪失

被付与者が本新株予約権行使期間到来前に死亡したときは本新株予約権を喪失するものとします。

4 権利行使の条件

提出会社及び当社関係会社の取締役及び従業員の地位を有していることを条件とします。

5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、当社と当社及び関係会社の対象取締役および従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

6 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる旨を当社と関係会社の対象取締役および従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

(追加)

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

(訂正前)

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

(訂正後)

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

(4) 【所有者別状況】

(訂正前)

(4) 【所有者別状況】

(訂正後)

(5) 【所有者別状況】

(5) 【大株主の状況】

(訂正前)

(5) 【大株主の状況】

(訂正後)

(6) 【大株主の状況】

(6) 【議決権の状況】

(訂正前)

(6) 【議決権の状況】

(訂正後)

(7) 【議決権の状況】

(7) 【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成15年3月18日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対して有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成15年3月18日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成15年3月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 44名 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	250,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350 (注) 1
新株予約権の行使期間	平成17年3月18日から平成25年3月17日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員の地位を有していることを要する。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く)は、次の算式により払込金額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

2 平成19年2月28日現在、付与対象者は権利行使及び従業員から取締役への就任並びに退職により取締役4名、従業員28名であり、株式の数は権利行使及び退職並びに平成17年8月10日に1株につき1.2株の割合をもって実施した株式分割により、250,800株となっております。

(平成17年3月17日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対して有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年3月17日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年3月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	13,200を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,555(注)1, 2
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から平成25年3月17日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員の地位を有していることを要する。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く)または、自己株式を処分(新株予約権の行使によるものは除く)する場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 2 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日は除く。)におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値(終値がない場合はその前日以前の各取引日に成立した終値のうち権利付与日に最も近い日の終値)を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とします。

(平成18年3月16日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員に対して有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成18年3月16日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年3月16日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員2名、関係会社の取締役4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	44,000を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	611 (注)1, 2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成23年3月31日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員の地位を有していることを要する。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く)または、自己株式を処分(新株予約権の行使によるものは除く)する場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 2 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日は除く。)におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値(終値がない場合はその前日以前の各取引日に成立した終値のうち権利付与日に最も近い日の終値)を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とします。

(訂正後)

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成15年3月18日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対して有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成15年3月18日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成15年3月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 44名 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	250,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350 (注) 1
新株予約権の行使期間	平成17年3月18日から平成25年3月17日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員の地位を有していることを要する。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く)は、次の算式により払込金額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

2 平成19年2月28日現在、付与対象者は権利行使及び従業員から取締役への就任並びに退職により取締役4名、従業員28名であり、株式の数は権利行使及び退職並びに平成17年8月10日に1株につき1.2株の割合をもって実施した株式分割により、250,800株となっております。

(平成17年3月17日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対して有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年3月17日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年3月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	13,200を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,555(注)1, 2
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から平成25年3月17日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員の地位を有していることを要する。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<u>当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。</u>

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く)または、自己株式を処分(新株予約権の行使によるものは除く)する場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 2 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日は除く。)におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値(終値がない場合はその前日以前の各取引日に成立した終値のうち権利付与日に最も近い日の終値)を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とします。

(平成18年3月16日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員に対して有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成18年3月16日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年3月16日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員2名、関係会社の取締役4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	44,000を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	611 (注)1, 2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成23年3月31日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員の地位を有していることを要する。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<u>当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。</u>

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く)または、自己株式を処分(新株予約権の行使によるものは除く)する場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 2 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日は除く。)におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値(終値がない場合はその前日以前の各取引日に成立した終値のうち権利付与日に最も近い日の終値)を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とします。

3 【配当政策】

(訂正前)

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識し、安定的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、業績に対応し、かつ安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。また、株式の一層の流動性向上及び株主に対する利益還元を図るために株式の分割等についても随時検討、実施していく所存であります。当事業年度の利益配当につきましては、1株当たり5円とし、中間配当金1株当たり5円と合わせて10円としております。その結果配当性向は15.0%となりました。

当社は、「取締役会の決議により、毎年6月20日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、第27期の中間配当についての取締役会決議は、平成18年8月1日に行っております。

(訂正後)

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識し、安定的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、業績に対応し、かつ安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。また、株式の一層の流動性向上及び株主に対する利益還元を図るために株式の分割等についても随時検討、実施していく所存であります。なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。上記の方針に基づき、当事業年度の利益配当につきましては、1株当たり5円とし、中間配当金1株当たり5円と合わせて10円としております。その結果配当性向は15.0%となりました。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年8月1日 取締役会	36,874	5.00	平成18年6月20日	平成18年8月24日
平成19年3月15日 株主総会	36,868	5.00	平成18年12月20日	平成19年3月16日

5 【役員の状況】

(訂正前)

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		益田 武美	昭和33年2月12日生	昭和54年7月 個人商店マスダ出版社主 昭和55年1月 有限会社マスダ出版設立 代表取締役社長就任 昭和59年2月 商号変更により有限会社ベルク 代表取締役社長就任 昭和59年8月 株式会社エスペラント設立 代表取締役社長就任 平成5年3月 有限会社ベルクから株式会社ケー ジー情報出版へ組織変更 代表取締役社長就任 平成7年8月 株式会社ビジネス・コンサルティ ング・ジャパン(現株式会社K G 情報) 代表取締役社長就任(現) 平成16年5月 CHINA KG INTELLIGENCE COMPANY LIMITED設立 代表取締役社長就任(現)	3,573
専務取締役		須田 幸正	昭和27年2月6日生	昭和46年3月 有限会社浜田陶器入社 昭和57年7月 当社入社 平成5年3月 取締役就任 平成7年12月 専務取締役就任(現)	192
常務取締役	イーノ事業 部長	草地 宏	昭和30年8月19日生	昭和53年3月 株式会社中国カラー入社 昭和58年7月 当社入社 平成5年3月 取締役就任 平成7年12月 常務取締役就任 平成8年6月 常務取締役・管理本部長就任 平成10年12月 取締役・管理本部長就任 平成11年6月 取締役・営業本部長就任 平成11年12月 常務取締役・営業本部長就任 平成15年5月 常務取締役・第一求人事業部長就 任 平成17年2月 常務取締役・イーノ事業部長就任 (現)	181
取締役	事業推進 本部長	板野 信夫	昭和39年4月11日生	昭和60年9月 当社入社 平成10年12月 ミュートス事業部長就任 平成14年8月 求人事業部長就任 平成15年5月 第二求人事業部長就任 平成15年12月 執行役員・第二求人事業部長就任 平成17年2月 執行役員・事業推進本部長就任 平成17年3月 取締役・事業推進本部長就任(現)	22
取締役	管理本部長	三上 芳久	昭和29年2月19日生	昭和52年8月 西日本法規出版株式会社入社 昭和63年9月 当社入社 平成13年5月 ライフ事業部レジャー営業部次長 就任 平成15年12月 執行役員・管理本部長就任 平成17年3月 取締役・管理本部長就任(現)	14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
常勤監査役		藤井 光明	昭和15年1月4日生	昭和33年4月 平成7年2月 平成10年2月 平成11年8月 平成12年1月 平成16年1月 平成17年3月	香川相互銀行(現株式会社香川銀行)入行 同行玉野支店長就任 同行倉敷支店長就任 同行調査役就任 同行営業推進顧問就任 同行退社 当社監査役就任(現)	
監査役		中村 久雄	昭和17年2月8日生	昭和35年4月 昭和42年4月 昭和46年4月 平成9年3月	香川県経済農業協同組合連合会入会 西村会計事務所入所 税理士登録 当社監査役就任(現)	4
監査役		達野 克己	昭和17年6月6日生	昭和51年4月 平成19年3月	弁護士登録 当社監査役就任(現)	1
計						3,991

(注) 1 監査役藤井光明、中村久雄及び達野克己は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部、本部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。なお、平成17年3月17日開催の第25回定時株主総会において、執行役員2名は取締役に就任したため、現在、該当者はおりませんが、適任者がいれば随時選任してまいります。

(訂正後)

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		益田 武美	昭和33年2月12日生	昭和54年7月 個人商店マスタ出版社主 昭和55年1月 有限会社マスタ出版設立 代表取締役社長就任 昭和59年2月 商号変更により有限会社ベルク 代表取締役社長就任 昭和59年8月 株式会社エスペラント設立 代表取締役社長就任 平成5年3月 有限会社ベルクから株式会社ケー ジー情報出版へ組織変更 代表取締役社長就任 平成7年8月 株式会社ビジネス・コンサルティ ング・ジャパン(現株式会社KG 情報) 代表取締役社長就任(現) 平成16年5月 CHINA KG INTELLIGENCE COMPANY LIMITED設立 代表取締役社長就任(現)	(注)3	3,573
専務取締役		須田 幸正	昭和27年2月6日生	昭和46年3月 有限会社浜田陶器入社 昭和57年7月 当社入社 平成5年3月 取締役就任 平成7年12月 専務取締役就任(現)	(注)3	192
常務取締役	イーノ事業 部長	草地 宏	昭和30年8月19日生	昭和53年3月 株式会社中国カラー入社 昭和58年7月 当社入社 平成5年3月 取締役就任 平成7年12月 常務取締役就任 平成8年6月 常務取締役・管理本部長就任 平成10年12月 取締役・管理本部長就任 平成11年6月 取締役・営業本部長就任 平成11年12月 常務取締役・営業本部長就任 平成15年5月 常務取締役・第一求人事業部長就 任 平成17年2月 常務取締役・イーノ事業部長就任 (現)	(注)3	181
取締役	事業推進 本部長	板野 信夫	昭和39年4月11日生	昭和60年9月 当社入社 平成10年12月 ミュートス事業部長就任 平成14年8月 求人事業部長就任 平成15年5月 第二求人事業部長就任 平成15年12月 執行役員・第二求人事業部長就任 平成17年2月 執行役員・事業推進本部長就任 平成17年3月 取締役・事業推進本部長就任(現)	(注)3	22
取締役	管理本部長	三上 芳久	昭和29年2月19日生	昭和52年8月 西日本法規出版株式会社入社 昭和63年9月 当社入社 平成13年5月 ライフ事業部レジヤール営業部次長 就任 平成15年12月 執行役員・管理本部長就任 平成17年3月 取締役・管理本部長就任(現)	(注)3	14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		藤井 光明	昭和15年1月4日生	昭和33年4月 香川相互銀行(現株式会社香川銀行)入行 平成7年2月 同行玉野支店長就任 平成10年2月 同行倉敷支店長就任 平成11年8月 同行調査役就任 平成12年1月 同行営業推進顧問就任 平成16年1月 同行退社 平成17年3月 当社監査役就任(現)	(注)4	
監査役		中村 久雄	昭和17年2月8日生	昭和35年4月 香川県経済農業協同組合連合会入社 昭和42年4月 西村会計事務所入所 昭和46年4月 税理士登録 平成9年3月 当社監査役就任(現)	(注)4	4
監査役		達野 克己	昭和17年6月6日生	昭和51年4月 弁護士登録 平成19年3月 当社監査役就任(現)	(注)4	1
計						3,991

(注) 1 監査役藤井光明、中村久雄及び達野克己は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部、本部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。なお、平成17年3月17日開催の第25回定時株主総会において、執行役員2名は取締役に就任したため、現在、該当者はおりませんが、適任者がいれば随時選任してまいります。

3 平成18年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 平成18年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

第6 【提出会社の株式事務の概要】

決算期	12月20日
定時株主総会	3月20日まで
基準日	12月20日
株券の種類	1,000株券、10,000株券
中間配当基準日	6月20日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区北浜4 5 33 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜4 5 33 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区北浜4 5 33 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜4 5 33 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行います。ただし、電子公告ができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告します。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載するものとし、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.kg-net.co.jp/koukoku/
株主に対する特典	なし

(訂正後)

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	12月21日から12月20日
定時株主総会	3月20日まで
基準日	12月20日
株券の種類	1,000株券、10,000株券
剰余金の配当の基準日	6月20日 12月20日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区北浜4 5 33 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜4 5 33 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区北浜4 5 33 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜4 5 33 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行います。ただし、電子公告ができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告します。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載するものとし、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.kg-net.co.jp/koukoku/
株主に対する特典	なし